



三重県公報

令和7年5月30日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
43	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	（ 法 務 課 ）	2

規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

令和七年五月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(建築士法施行細則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十六年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。)」に改める。

(三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部改正)

第二条 三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和三十四年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式及び第十三号様式中「徴収」を「拘禁刑」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第三条 災害救助法施行細則(昭和四十年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十号様式中「6 箇月以下の徴収、又は」を「6 月以下の拘禁刑又は」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)
第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
二 (略)	二 (略)

(三重県消防表彰規則の一部改正)

第五条 三重県消防表彰規則(昭和四十四年三重県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(き章の返納)	(き章の返納)
第十二条 知事は、表彰を受けた者が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により罷免されたときは、き章を返納させることができる。	第十二条 知事は、表彰を受けた者が禁以上(禁)の刑に処せられ、又は懲戒処分により罷免されたときは、き章を返納させることができる。

(三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改

正する。

第十二号様式中「懲役又は禁錮^{こく}の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十号様式中「懲役又は禁錮^{こく}の刑」を「拘禁刑」に改める。

(三重県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第七条 三重県自然環境保全条例施行規則(平成十五年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式中「違反した」を「違反したときは、その違反行為をした」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三重県地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県地方卸売市場条例施行規則(平成十九年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(せり人の届出等) 第十九条 (略) 2 前項の届出書には、せり人がせりを行うために必要な経験及び能力を有し、次の各号に掲げる者以外の者であることを誓約する書面を添付しなければならない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ ^り 、若しくはその刑の執行を受けることがなくな ^つ た日から二年を経過しない者 二 (略) 3・4 (略)	(せり人の届出等) 第十九条 (略) 2 前項の届出書には、せり人がせりを行うために必要な経験及び能力を有し、次の各号に掲げる者以外の者であることを誓約する書面を添付しなければならない。 一 禁錮 ^{こく} 以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わ ^り 、若しくはその刑の執行を受けることがなくな ^つ た日から二年を経過しない者 二 (略) 3・4 (略)

(三重県飲酒運転^{ぞう}○をめざす条例施行規則の一部改正)

第九条 三重県飲酒運転^{ぞう}○をめざす条例施行規則(平成二十五年三重県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受診の報告等) 第二条 (略) 2 条例第九条第一項の三重県規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 一 (略) 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ ^{るま} での者 三 (略)	(受診の報告等) 第二条 (略) 2 条例第九条第一項の三重県規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 一 (略) 二 禁錮 ^{こく} 以上の刑に処せられ、その執行を終わ ^{るま} での者 三 (略)

(三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第十条 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和二年三重県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その一から様式第一号の二その三までの様式中「懲役」を「拘禁刑」に、「該当する者」を「該当する場合には、その違反行為をした者」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の建築士法施行細則及び第二条の規定による改正前の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則に基づき提出されている申請書等は、それぞれ第一条の規定による改正後の建築士法施行細則及び第二条の規定による改正後の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に、第一条の規定による改正前の建築士法施行細則、第二条の規定による改正前の三

重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則、第三条の規定による改正前の災害救助法施行細則、第六条の規定による改正前の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則、第七条の規定による改正前の三重県自然環境保全条例施行規則及び第十条の規定による改正前の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
